

令和8年度 A L I C

畜産副産物適正処分等推進事業

説明資料

令和7年12月24日

食肉鶏卵課 畜産副産物班

○ 畜産副産物適正処分等推進事業

【令和8年度所要額 5,588百万円 (5,669百万円)】

＜事業の内容＞

1. 肉骨粉適正処分対策事業

- 牛肉骨粉の適正処分を推進するため、レンダリング事業者における牛肉骨粉の製造や、焼却等に係る経費を支援。

2. 牛せき柱適正管理等推進事業

- 牛せき柱の食品・飼料等としての流通を防ぐため、食肉事業者における牛せき柱の除去・管理や、処分等に係る経費を支援。

3. 国産原皮品質向上等支援事業【新規】

- 国産原皮の国際競争力の強化や輸出機能の維持を図るため、原皮事業者における原皮の品質向上に必要な機械導入や、原皮の一時保管等に係る経費を支援。

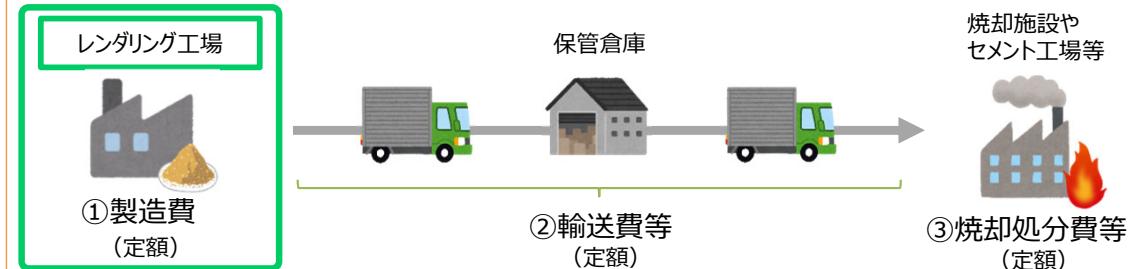
4. 畜産副産物需給安定推進事業

- 畜産副産物の需給調査や、肉骨粉の用途拡大の検討等を支援。

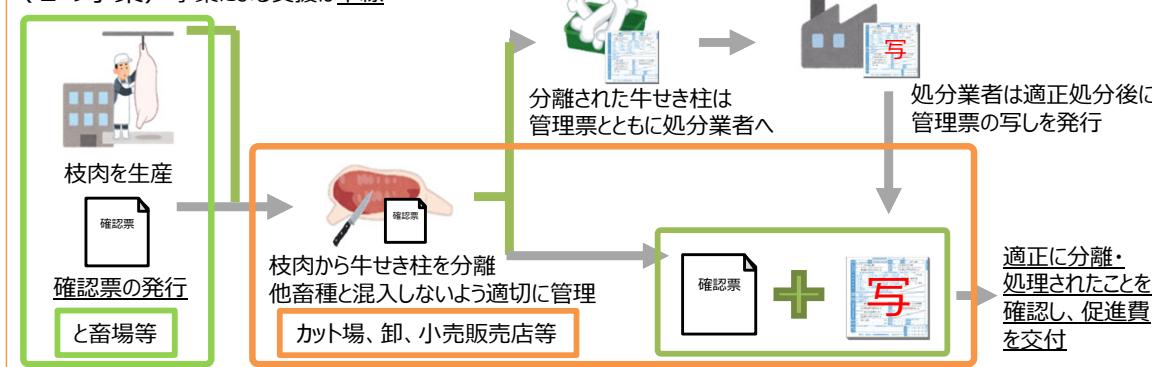
＜事業イメージ＞

(1の事業)

肉骨粉を製造し梱包の後、輸送して焼却処分に係る費用等を支援（一時保管費含む）



(2の事業) 事業による支援は下線

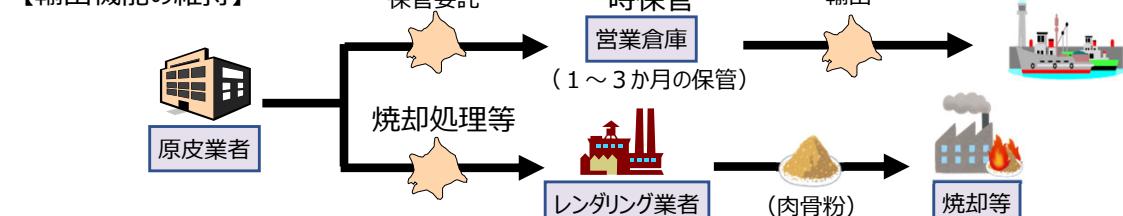


(3の事業)

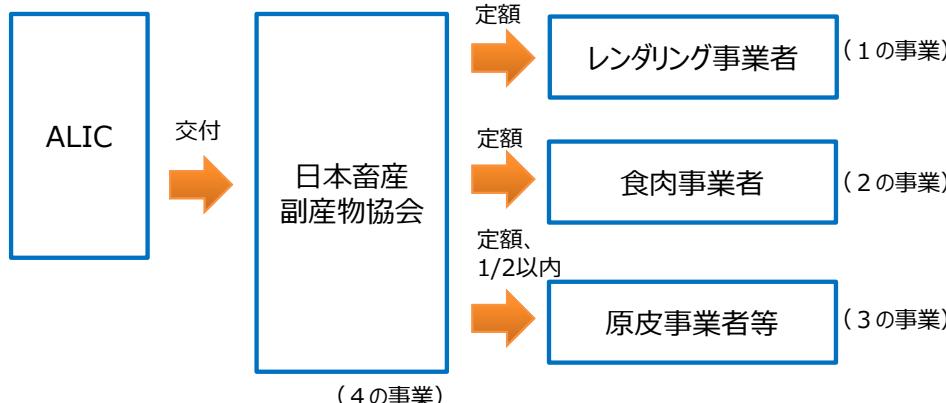
【国際競争力の強化】 フレッシングマシンの導入



【輸出機能の維持】



＜事業の流れ＞



1. 肉骨粉適正処分対策事業 の変更点

(1) 「肉骨粉等の適正処分」の「輸送費」の補助単価の見直し

- 肉骨粉適正処分対策事業では、①レンダリング施設から一時保管場所の輸送費と②一時保管場所から焼却場所の輸送費を補助しているが、①の距離区分・単価上限が「101km以上・7.5円/kg」であるのに対し、②は「301km以上・11.5円/kg」であった。
- しかし、①の輸送距離が400kmを超える事例が確認されたため、①についても「301km以上・11.5円/kg」までの区分を適用することとしたい。
- また、②について、セメントバルク車（ジェットパッカー車等）を用いて運搬する場合にあっては、運賃の上限を2割増とすることとする。

レンダリング施設

〈肉骨粉製造〉



① トラック運搬（フレコン等）



一時保管場所

〈積み替え〉



セメント工場

〈焼却〉



② 専用のジェットパッカー車で運搬



距離区分	補助単価(上限)
～ 50km	3.4円/kg
51km ～ 100km	5.2円/kg
101km ～ 200km	7.5円/kg
201km ～ 300km	9.5円/kg
301km ～	11.5円/kg

※ 赤字（赤枠内）の区分を追加

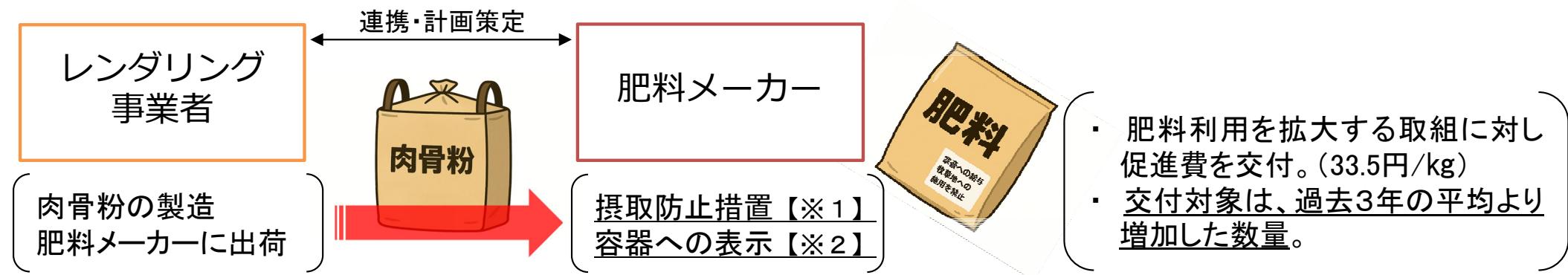
距離区分	補助単価(上限)
～ 50km	3.4円/kg
51km ～ 100km	5.2円/kg
101km ～ 200km	7.5円/kg
201km ～ 300km	9.5円/kg
301km ～	11.5円/kg

※ バulk車の場合、補助単価の上限を2割増

(2) 「肉骨粉等の利用促進」のメニューの廃止

- 肥料規制の見直しにより、令和7年9月27日以降は牛肉骨粉を肥料に利用する際の摂取防止材の混合等処理が不要となった。
- このため、レンダリング事業者と肥料メーカーが連携した牛肉骨粉の肥料利用拡大の取組に対し支援する「**肉骨粉等の利用促進**」については、**4月1日から9月26日まで(179日間)**の取組で終了。

※ 支援は、令和7年度は9月26日までの取組で終了



【※1】摂取防止措置の内容 → 不要！

- 摂取防止材との混合
 - ・ 消石灰: 肉骨粉の全重量の5%以上
 - ・ とうがらし粉末: 肉骨粉の全重量の5%以上
 - ・ パームアッシュ: 肉骨粉の全重量の10%以上 など
- その他
 - ・ 化学肥料等を50%以上配合など

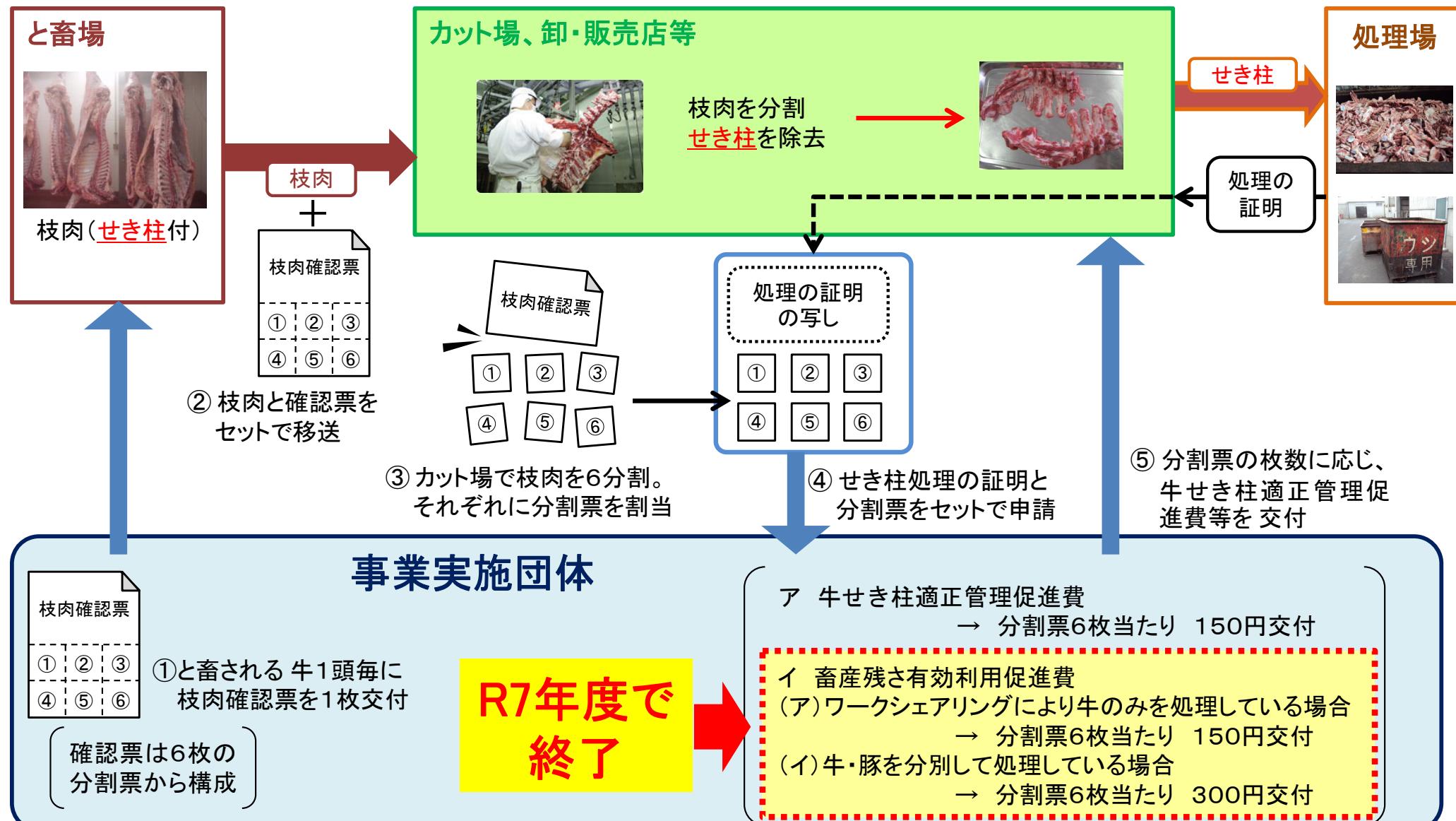
【※2】容器への表示例 → 要・継続！

この肥料には、牛由来のたん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

2. 牛せき柱適正管理等推進事業 の変更点

「牛せき柱適正管理等推進事業」の見直し（一部廃止）

- 生の畜産残さの飼料利用が可能となったことから、「畜産残さ有効利用促進費」は、令和7年度で終了。（「牛せき柱適正管理推進費」は継続。）



3. 国産原皮品質向上等支援事業 【新設】

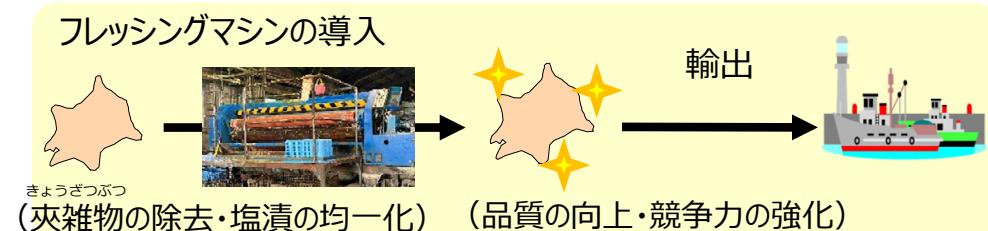
原皮対策(R8ALIC事業)

- 日本の原皮は、牛皮50%、豚皮95%が輸出に仕向け。東南アジアで一次加工された後、現地又は中国で革製品に加工され、アメリカなど世界に輸出されるグローバルなサプライチェーンが構築されている。
- 米中の貿易摩擦等の影響による皮革のサプライチェーンの変化により、輸出仕向けの一次的な停滞など、国産原皮の輸出環境が変化。
- これらの課題への対応として、品質向上等による国際競争力の強化を後押しするとともに、輸出仕向けの一次的な停滞への対応について支援を実施。

1. 国際競争力の強化

高品質な原皮を生産するための機械を導入する取組や、国産原皮の科学的評価や新たな用途について検討を行う取組を支援。

【品質向上】

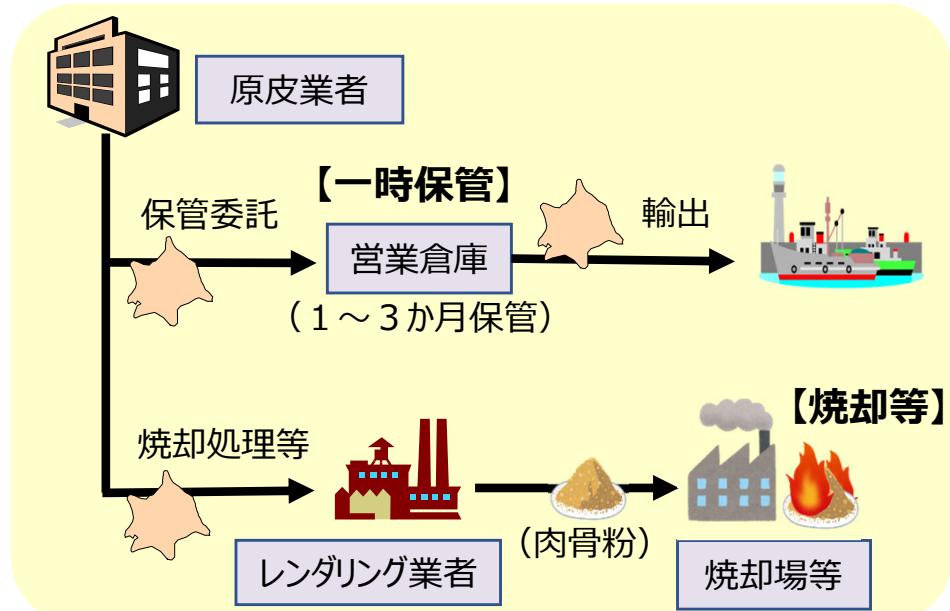


【科学的評価】



2. 輸出機能の維持

輸出停滞した原皮を一時保管する取組や、輸出できなかった原皮を焼却処分する取組等を支援。



1. 国際競争力の強化の概要

＜対策のポイント＞

- 国内外の皮革産業の需要低下等から原皮の価格は低迷しているため、競争力の強化が必要となっている。
- 国産牛（特に和牛）の原皮は、タンナーから「脂肪分が多い（鞣しに影響する）」等の評価を受けており、国内シェアは6割にとどまっているが、これらの内容を科学的に調査した事例は確認されていない。
- このため、国産原皮の分析・評価を行うとともに、品質を向上させる取組等に対して支援することで、国内外における国産原皮の利用促進を図ることを目的とする。

＜事業の内容＞

（1）国産原皮分析評価等推進

国産原皮の特性について客観的な分析・調査による正確な評価等を行うとともに、その有効性について鞣事業者（タンナー）等に広く発信する取組に対して支援する。

（2）国産原皮品質向上等推進

原皮の品質向上を行うための機械の導入や付加価値を創出するため調査・実証等を行う取組に対して支援する。

（3）国産原皮新用途開発等推進

皮革原料に向かない低品質な原皮の新たな用途について検討を行う取り組みに対して支援する。

＜事業イメージ＞

（1）国産原皮等の分析



脂肪分の量や、皮の厚さ、品質等を科学的に分析することにより、国産原皮の特性を客観的に評価

（2）フレッシングマシン等の導入



「フレッシングマシン」の導入により皮裏面の脂肪等を均一に除去するなどし、品質を向上

（3）



規格外生皮を肥飼料用肉骨粉原料とした場合の適正等を検討

＜事業の流れ＞

（1）及び（3）の事業、（2）の事業のうち調査・実証



（2）の事業のうち機械導入



(1) 国産原皮分析評価等推進

- 国産原皮の特性について客観的な分析・調査による正確な評価等を行うとともに、その有効性について鞣事業者(タンナー)等に広く発信する取組に対して支援する。

① 国産原皮等の特性調査

分析・評価

原皮事業者



分析

分析機関



実費

科学的な分析により、
和牛などの国産原皮の特性
(脂肪量等)を客観的に評価

品質調査

鞣し事業者
(タンナー)



タンナーに対して、
国産と輸入の原皮をウェットブルー
(WB)に加工した際の品質差(等級
割合など)を調査

実費

② 国産原皮の利活用事例調査

加工



和牛等原皮

グローブ・革ジャン・
ハンドバック など

原皮事業者・タンナーの取組、
和牛等国産原皮の利活用状況、
鞣し工程における留意点 などを調査

③ 検討会の開催・リーフレットの配布等によるPR

事業実施団体

事業実施主体:民間団体

委員:原皮事業者、有識者等



検討会

実費

国産原皮等の特性調査及び事例調査の
実施方針の検討、結果のとりまとめ、
リーフレット等の作成・配布



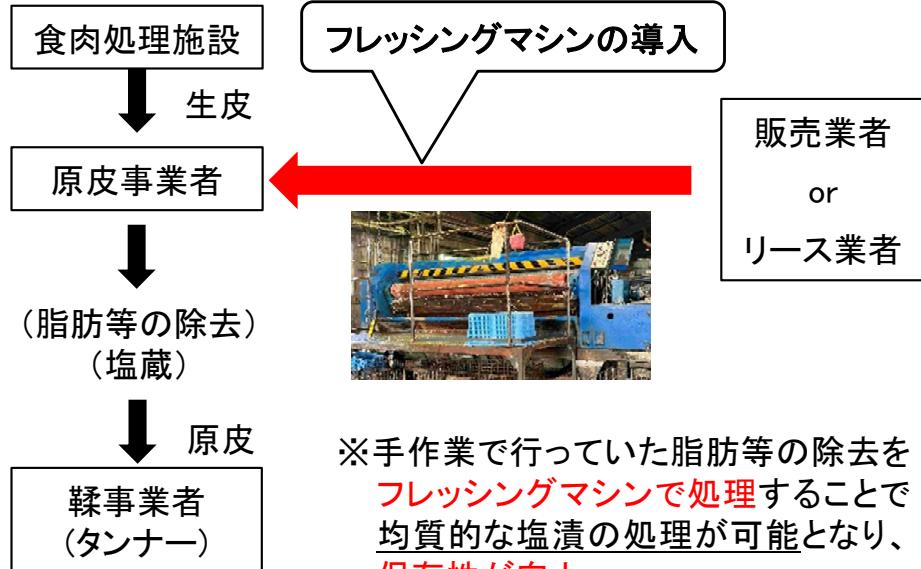
リーフレット等の作成・配布により、
和牛などの国産牛原皮をPR

(2) 国産原皮品質向上等推進

- 原皮の品質向上を行うための機械の導入や付加価値を創出するため調査・実証等を行う取組に対して支援する。

○ 品質向上（フレッシングマシン等の導入）

1/2以内



○ 付加価値創出（調査・実証）

実費



表示・皮の管理・流通方法等を調査・検討し、皮革のトレーサビリティの体制を構築(食肉処理施設等との調整など)

○ 付加価値創出（検討会の開催）

事業実施団体

検討会

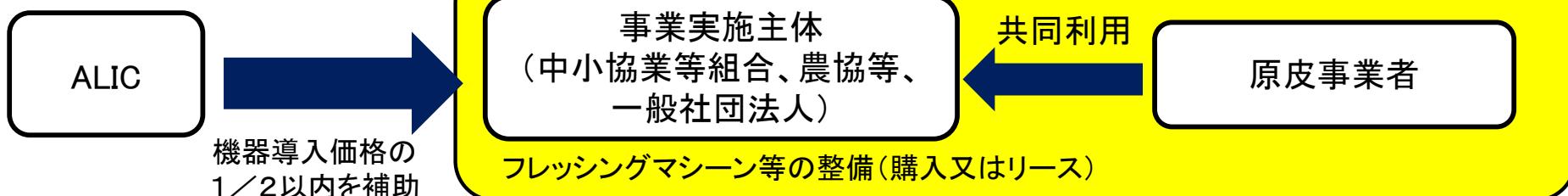
事業実施主体: 民間団体
委員: 原皮事業者 等

実施方針の検討、調査・
実証等結果のとりまとめ

産地等の情報付加による
原皮の付加価値化

○ 導入支援の流れ

1/2以内



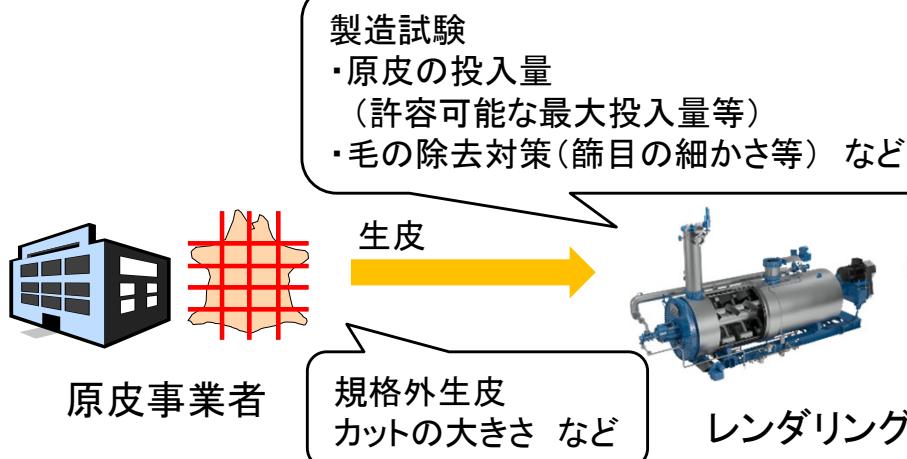
※ 一般社団法人が、リース方式で導入したフレッシングマシン等を原皮事業者に貸し付ける方式の実施についても検討中。

(3) 国産原皮新用途開発等推進

- 皮革原料に向かない低品質な原皮の新たな用途について検討を行う取り組みに対して支援する。

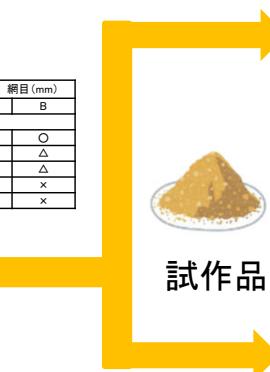
○ 肥飼料用肉骨粉原料等への調査・実証

実費



例)	篩い機 純目 (mm)	
	A	B
~4	○	○
5~6	○	△
7~8	△	△
9~10	△	×
11~	×	×

実費

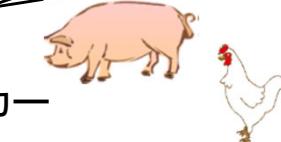


試作品の分析
・成分(脂肪量、CP等)
・毛の混入 など

分析機関



試作品の評価・実証
・毛の混入
・取扱い、保存性
・嗜好性 など



肥飼料メーカー



○ 検討会の開催

実費

事業実施団体

事業実施主体: 民間団体
委員: 原皮事業者、レンダリング事業者、有識者等



実施方針の検討、
検討結果のとりまとめ、
リーフレット等の作成・配布

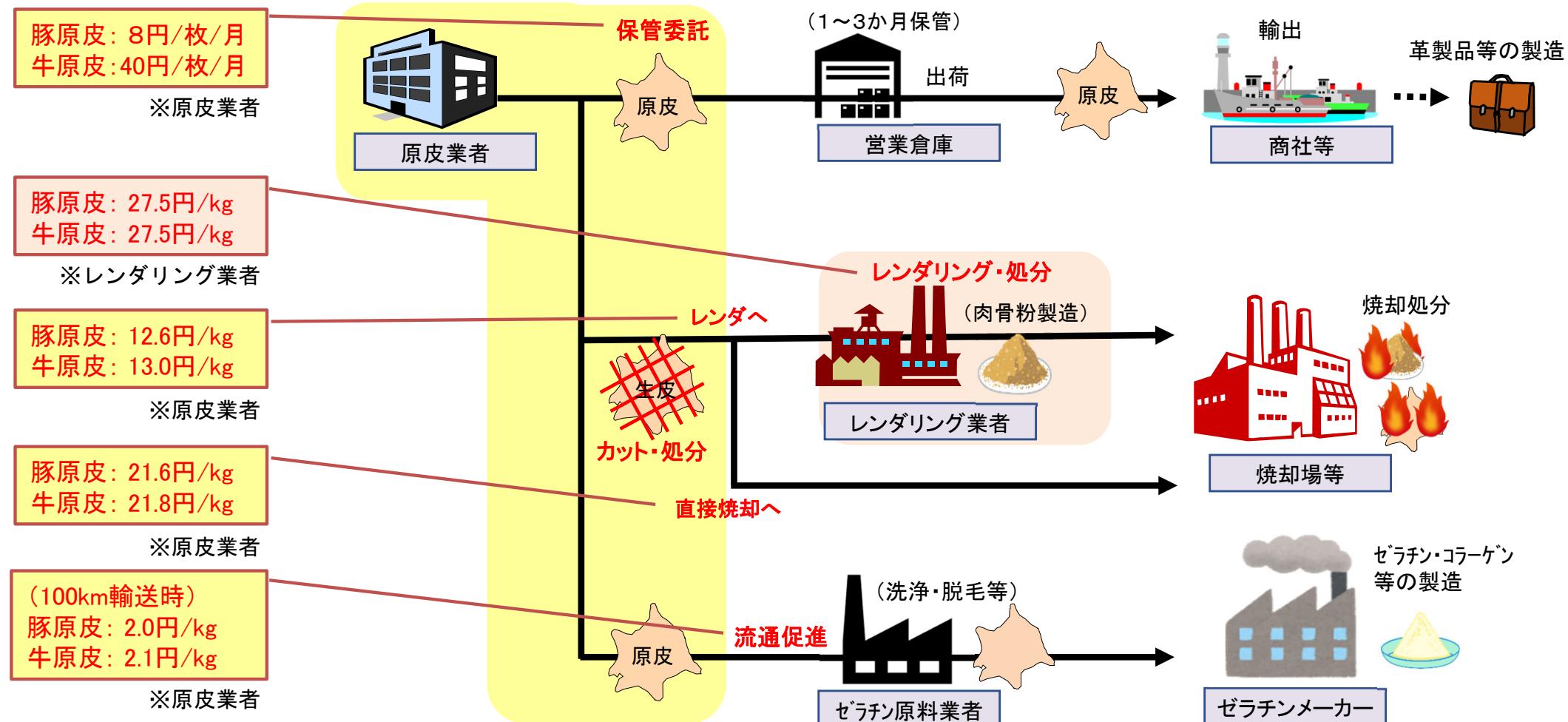
検討会

リーフレット等の作成・配布により
肥飼料用肉骨粉原料への利用促進

2. 輸出機能の維持

- 原皮の一時保管
国外皮革産業の需要の低下等から輸出が停滞した原皮について、外部の営業倉庫において一時的に保管する取組に対して支援する。
- 輸出できない原皮の滞留防止
輸出先が確保できなかった原皮について、焼却処理等を行う取組を支援する。

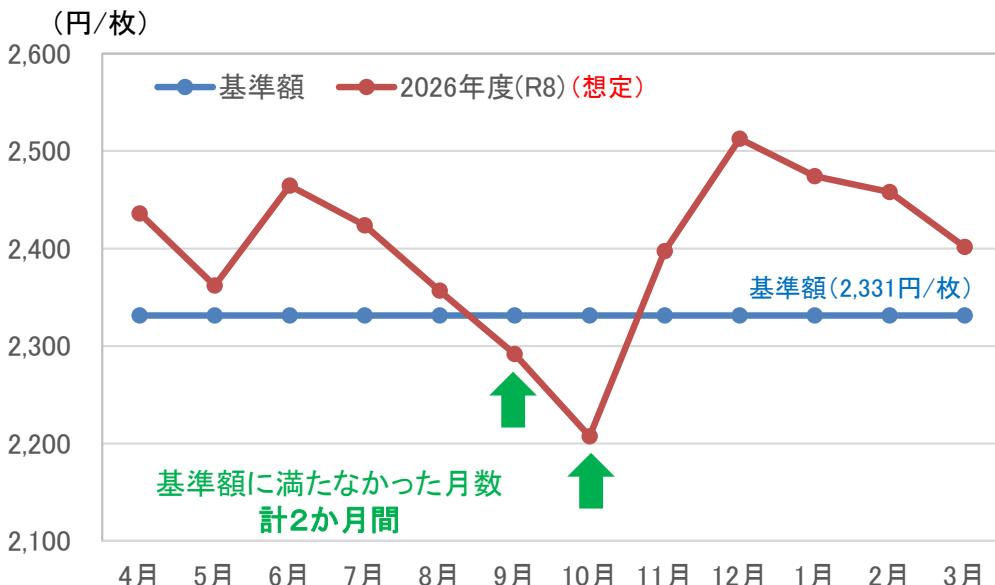
【促進事業費】



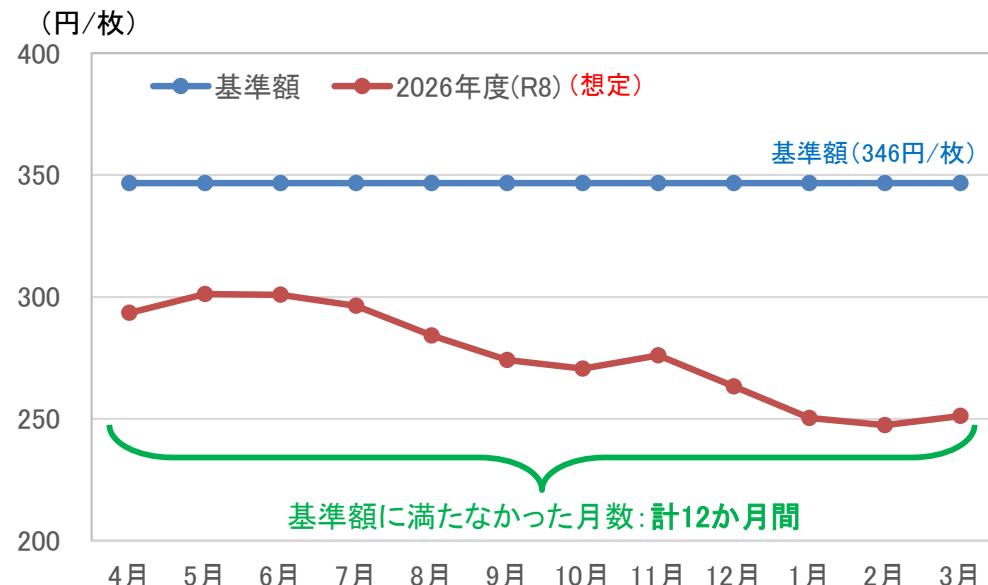
○ 補助対象上限枚数について

- 補助対象上限枚数は、①の基準枚数 × ②の対象係数(小数点以下切り捨て)とする。
- ① 基準枚数:過去3年度に「輸出に仕向けた原皮」の枚数の2割とする。
- ② 対象係数:原皮価格が基準額(R4～R6年度の平均額の9割)を下回った月数／12ヶ月とする。
- 補助対象上限枚数の範囲内で、取組(一次保管、レンダ・焼却等)の振り分けは自由。(超えた部分は補助対象外。)
- なお、「一時保管」の事業を除き、補助対象上限重量(牛:29.09kg／枚、豚:4.96kg／枚で換算)を用いることとする。

<参考①> 令和8年度・牛原皮想定



<参考②> 令和8年度・豚原皮想定



$$\begin{aligned}\text{補助対象枚数} &= ①(\text{上限枚数: 1.2万枚}) \times ②(\text{対象係数: } 1/6) \\ &= 0.2\text{万枚}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}① \text{ 基準枚数} &= 6\text{万枚}(\text{過去3年度平均として仮定}) \times 0.2(\text{2割}) \\ &= 1.2\text{万枚}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}② \text{ 対象係数} &= 2\text{ヶ月}(\text{基準額に満たなかった月数}) \div 12\text{ヶ月} \\ &= 2/12 = 1/6\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{補助対象枚数} &= ①(\text{上限枚数: 10万枚}) \times ②(\text{対象係数: } 1) \\ &= 10\text{万枚}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}① \text{ 基準枚数} &= 50\text{万枚}(\text{過去3年度平均として仮定}) \times 0.2(\text{2割}) \\ &= 10\text{万枚}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}② \text{ 対象係数} &= 12\text{ヶ月}(\text{基準額に満たなかった月数}) \div 12\text{ヶ月} \\ &= 12/12 = 1\end{aligned}$$